

# ソーシャルの多義性

## その概念史的考察

YAMAWAKI Naoshi

山脇直司

今日、ごく一般的に使われる「ソーシャル(social)／社会的」という言葉。これは、そもそも何を指し示し、時代とともにどのように理解されてきた概念なのか。ここでは、政治思想や経済との関わりから、この言葉の辿った歴史を概観し、近年台頭めざましい新しい「ソーシャル」概念までを追ってみたい。

### 中世



スコラ学の黄金時代を築いた思想家

トマス・アクイナス

Thomas Aquinas  
1225? - 1274

イタリアの神学者、哲学者、聖人。信仰と理性との統一総合を目指したスコラ学の大成者。ナポリ、パリ、ケルンの各大学に学び晩年はナポリの神学教授を務めた。著作は膨大かつ多岐にわたるが、最大の著書は3部からなる『神学大全』。

「ソキエタス(societasの語源)」を「何らかの完全性へ向かう人々の集まり」と理解する

### 19世紀～20世紀前半



ドイツ統一を果たした「鉄血宰相」

O.E.L.F.フォン・ビスマルク

Otto Eduard Leopold Furst von Bismarck  
1815-1898

ドイツの政治家。プロイセン首相となり、軍事力中心のいわゆる「鉄血政策」で普墺戦争に勝利するとともに、国内紛争(プロイセン憲法紛争)を収拾し、さらに普仏戦争に勝利してドイツ統一を完成し、ドイツ帝国初代の宰相となった。

国家主導による「社会的国家」を実現する

### 20世紀後半



日本の経済学形成に大きく貢献した学者

福田徳三

Fukuda Tokuzo  
1874-1930

経済学者。明治期にドイツに留学し経済学のほぼ全領域にわたって研鑽を積む。帰国後、東京高等商業学校(現二橋大学)等で教鞭をとり、多くの優れた弟子を養成。マルクス経済主義には批判的で、独自の厚生経済学の体系も構想した。

「社会」を「人格が自己実現のために非人格的なものに抵抗する運動の場」と捉える

### 21世紀



金融を介したソーシャル・ビジネスの先駆者

ムハマド・ユヌス

Muhammad Yunus  
1940-

バンクラテシユの経済学者。貧困層の経済的自立支援を目指し、少額融資(マイクロクレジット)専門の「グラミン銀行」を1983年に創設。以後、各国でこれに触発された活動が起きた。2006年グラミン銀行とともにノーベル平和賞受賞。

社会的貢献や社会問題解決と利潤追求の両立という新しい「ソーシャル」を実践

中世から現代まで、さまざまな時代の局面で語られ、論じられた「ソーシャル」。本稿の中で取り上げるおもな人物と、彼らの語る「ソーシャル」を時系列に沿って紹介する。

## 「ソーシャル」を論じた人びと

現代社会の危機の根源を問うた哲学者



Hannah Arendt  
1906-1975

政治思想家、哲学者。ドイツ生まれのユダヤ人で、ナチス政権成立後、パリ、さらにアメリカに亡命。アメリカ国籍取得。著書に『全体主義の起原』『人間の条件』など。ナチス戦犯裁判の報告「イェルサレムのアイヒマン」では多くの論争を巻き起こした。

「社会的なもの」の肥大化によって、人間の「公共的」な活動力はますます衰えると論じる

自由の尊重を特に重視した経済学者であり、思想家



Friedrich August von Hayek  
1889-1992

オーストリアの経済学者。研究領域は経済理論・政策だけでなく、科学方法論、法哲学、社会思想など社会科学の広範な分野に及ぶ。貨幣的景気理論を展開。資本理論を純化させ、また自由主義経済政策を主張。1974年ノーベル経済学賞受賞。

「社会的」という概念は意味が極めて曖昧な「ぼかし言葉(wasabi word)」にすぎず、不適切なだけでなく有害と論じる

「鉄の女」と呼ばれた意思強固な政治家

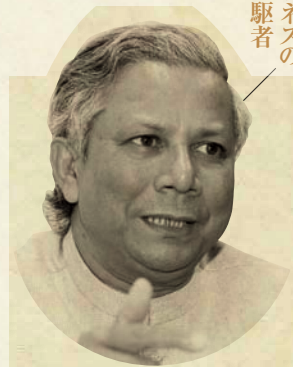


Margaret Hilda Thatcher  
1925-2013

英国の政治家。1975年、女性初の保守党党首に選ばれ79年首相に就任。国民に自助努力を訴え、政策の主眼を福祉国家から自由主義経済国家への復帰においた。労働組合に攻撃を向け「小さな政府」を目指し国有産業の民営化をはかった。

「社会」というものは存在しない  
(There is no such thing as society.)」を公的に発言

金融を介したソーシャル・ビジネスの先駆者



ムハマド・ユヌス

Muhammad Yunus  
1940-

バンクラテシユの経済学者。貧困層の経済的自立支援を目指し、少額融資(マイクロクレジット)専門の「グラミン銀行」を1983年に創設。以後、各国でこれに触発された活動が起きた。2006年グラミン銀行とともにノーベル平和賞受賞。

社会的貢献や社会問題解決と利潤追求の両立という新しい「ソーシャル」を実践





手元にある英和辞書を引くと、socialという形容詞には、社会的という意味のほかに、①「社交的な、人付き合いの良い、社交界の」という意味と、②「社会事業の、社会福祉の、社会福祉に携わる」という意味が目につく。また名詞のthe socialには、懇親会、親睦会、社交クラブという意味があり、これは①の形容詞の名詞形と言ってよいだろう（『リーダーズ英和辞典』など）。

本稿では①の側面にも注意しつつ、特に②の意味でのsocialという形容詞と、その派生形としてのthe socialという形容名詞（adjective noun）に重きをおいて、ソーシャルの多義性を探りたい。

## 18世紀までの社会観

英語のsocietyの語源とも言えるラテン語のsocietas（ソキエタス）には、仲間の結合という意味合いを持っており、それはまた、合意に基づく様々な結合を意味していた。中世スコラ哲学者を代表するトマス・アキナスは、「何らかの完全性へ向かう人々の集まり」としてソキエタスを理解しつつ、人間を「自然本性的に政治的、すなわち社会的動物」と呼んだ。

近代に入ると、このような目的論的な社会理解は、まず、個人間の相互契約によってあるべき政治社会が作られるという社会契約説（ホッブズ、ロック、ルソーなど）にとって代わり、さらにそれを批判する形で、社会は人々の共通利害に基づいて成立するという考え方（ヒュームなどスコットランド啓蒙思想家たち）も有力になる。

## ソーシャル・ステート（社会的国家）の成立と展開

しかし、19世紀半ばになると産業の発達もたらす貧富の拡大を乗り越えるという意味でのソーシャルが使われるようになる。社会主義思想は別にして、ここではドイツ基本法（ドイツの現憲法）を

## ソーシャル・マーケット・エコノミー（社会的市場経済）の概念

日本の一部の政治家やマス・メディアは、改憲の口実として、数十回も「憲法」が変えられているドイツを引き合いに出すことも少なくない。しかし、ドイツ基本法では変えてはいけない条項が二つ存在する。それは、人間の尊厳を謳った第1条と国家秩序の基礎を謳った第20条である。その第20条の第1項には、「ドイツ連邦共和国は、民主的社会的連邦国家である。」と記されており、この場合の社会的国家とは、国民の社会保障と社会正義の実現を目指す国を意味している。英語圏でこの言葉に対応するのは、福祉国家（welfare state）であり、日本国憲法では憲法25条と26条に記された国家による国民の社会権の保障がこれに相当するであろう。また、リベラリズムと社会的国家を両立させる「ソーシャル・マーケット・エコノミー／社会的市場経済」という概念も、戦後から現在に至るドイツ経済の根本理念として使われている。「社会的市場経済」とは、戦後西ドイツのアデナウアー保守政権が推進した経済政策のパックボーンとなった概念であり、「オルド・リベラリズム／秩序的自由主義」と呼ばれる

経済学者たちが支持した市場概念である。オルド・リベラリズムは、計画経済に対する市場経済の優位を唱えつつも、市場経済が社会の枠内にあり、国家の社会政策によって活性化されると考えるが故に、「社会的市場経済」という概念を打ち出した。そして、ドイツの保守政党であるキリスト教民主同盟（CDU）が唱えたこの概念は、後に政権を担ったドイツ社会民主党（SPD）にも引き継がれ、社会的市場経済の概念をEUに当てはめようとする現在のメルケル（CDU）政権に至っている。またこの概念は、フランスの実業家ミシェル・アルベルル（1930）が名付けた「ライン型資本主義」と呼ばれることもある。付言すれば、この潮流とは独立に、ハンガリー生まれの経済学者カール・ポランニー（1886～1964）は、「社会に埋め込まれた経済」という概念を唱えた。

人間は  
その自然本性によって  
政治的動物、すなわち  
社会的動物である  
—トマス・アキナス



Thomas Aquinas

も規定している「ソーシャル・ステート（社会的国家）」という概念に焦点を合わせてみよう。

社会的国家という概念には、幾多の紆余曲折があり、それは1880年代のビスマルク（1815～1898）の社会政策に行き着く。統一ドイツ帝国の初代宰相となったビスマルクは、それまでの福祉行政や慈善団体の伝統を踏まえ、医療保険、業務災害保険、年金保険などを導入して、国家主導の社会的国家を実現させた。彼の政策は、一方で自由放任型資本主義が生み出す弱者保護を意図するものであったが、どこまでも社会主義鎮圧法とペアになって行われた温情主義的なものであり、決して民主主義的なものではなかった。

然るに、第一次大戦敗戦後の1919年に発布したワイマール憲法は、民主主義的な要素を社会的国家に加え、人々の社会権の保障を明記した。また日本でも、ドイツの社会政策学会左派を代表するルヨ・ブレタノー（1844～1931）に学び、大正デモクラシーの旗手の一人となった福田徳三（1874～1930）は、1922年刊行の『社会政策と階級闘争』で、行政学の父として名高いローレンツ・フォン・シュタイン（1815～1890）の「社会と国家」の概念を逆転させ、次のような社会政策論を唱えている。すなわち、シュタインが「非人格的な利害関係が衝突する領域」を「社会」と呼び、その矛盾を、「個々人の人格的な意志の統一」である「国家」によって制御することを唱えたのに対し、福田は「社会」を「人格が自己実現のために非人格的なものに抵抗する運動の場」としてポジティブに捉え、その社会運動を「国家」が承認し、その要求を実現するのが社会政策だという思想を提示したのである。

だが、このようなリベラルで民主的な「社会」概念は、1930年代のナチズム（ドイツ）やファシズム（日本）の前に崩壊する。中でも「社会と国家」の区別の無効性を唱えた思想家は、ドイツの公法学者カール・シュミット（1888～1985）であろう。そしてワイマール憲法が掲げたりリベラルで民主的な社会的国家の理念は、第二次大戦後の西ドイツで復活する。

## ソーシャルという概念を嫌ったアーレントとハイエク

さて次に、「ソーシャル／社会的」という概念をあからさまに嫌った二人の思想家の例を挙げよう。それは、ハンナ・アーレント（1906～1975）とフリードリッヒ・フォン・ハイエク（1899～1992）という思想的に全く異なる二人の例である。

アーレントは、最近の映画で焦点となった『イエルサレムのアイヒマン』（1963年）に先立つ1958年刊行の『人間の条件』で、彼女が復権しようとする「パブリック／公共的」の概念に「ソーシャル／社会的」を対置する。アーレントによれば、人間の労働や仕事と区別される言語活動によって成立する「政治的なるもの」公共領域（public realm）は、労働や仕事によって成り立つ私的経済と峻別されねばならない。だが、近代において私的経済が政治的な公共領域に侵入し、公共的でも私的でもない「社会的なもの（the social）」が台頭した。すでに「政治的なるもの」と「社会的なもの」との混同は、前述のトマス・アキナスの「人間はその自然本性によって政治的動物、すなわち社会的動物である」という言葉に見られるが、近代の「社会的なもの」の肥大化によって、人間の公共的な活動力はますます衰えるようになった、と彼女は論じ、市民による政治的な公共活動の復権を唱えたのである。

他方、ハイエクの観点はアーレントと全く対照的なものであった。一切の社会主義経済を批判し、法の支配の下、「自生的な秩序」で生まれる市場経済を礼賛したハイエクは、「ソーシャル／社会的」という形容詞を欺瞞的な概念として激しく批判した。ハイエクによれば、ビスマルクの時代から広まり、現在のドイツ基本法にも記されているこの概念は、意味が極めて曖昧な「ばかし言葉（vague word）」にすぎず、不適切なだけでなく有害である。「社会的市場経済」は市場経済の意味を曖昧にする冠であり、「社会正義（social justice）」



Hannah Arendt

トマス・アキナスによ  
「政治的」という言葉に  
「社会的」という言葉に  
置き換えられたら、も  
ラテン語訳には、もちろ  
大きな誤解が含まれて  
いる。

—ハンナ・アーレント



という概念は、競争的な市場経済とは相容れず、社会主義に道を開く分配的正義を意味するが故に、自由主義者は拒否すべきである（『致命的な思いあがり』／1988年）。そして、このようなハイエックの思想は、彼の弟子を自任していた英国首相マーガレット・サッチャー（1925～2013）をして「社会というものは存在しない（There is no such thing as society）」と公的に言わしめることになった。

## ソーシャルの新たな台頭

しかし、こうした1980年代のハイエックやサッチャーの発言にもかかわらず、1990年代以降、「ソーシャル／社会的」という概念は英語圏でも急速に広まるようになった。それは特にCSR（企業の社会的責任）、SRI（社会的責任投資）、ソーシャル・ビジネスなどの概念と深く結びついている。これらはかつてアメリカの経済学者ミルトン・フリードマン（1912～2006）が述べた「私的企業の唯一の倫理は株主のために利潤を追求すること」という企業観を打破して、社会に対する責任や貢献と利潤追求を両立させようとする新しい企業観に立脚している。

中でも、ムハマド・ユヌス（1940～）が始めたバンングラデシユのグラミン銀行をモデルとするような「ソーシャル・ビジネス」は、ハイエックならば語義矛盾と受け取るであろう概念であり、有料のサービス提供を行うつつ社会貢献と社会問題解決をめざすような公共性を担うという点では、アーレントの狭い公共論を打破する概念だと言ってよい。日本でも広まったソーシャル・ビジネスが、東日本大震災からの復興のためにどのような公共的役割を果たすのか注目されよう。

## ソーシャル、パブリック、リベラルの相互連関

かくして、アーレントの思想と異なり、現代ではソーシャルとパブリックは必ずしも対立的な概念ではなくなったし、実際にドイツ

ソーシャル・ビジネスは、  
社会問題を  
根絶するための  
利他的なビジネスと  
考えられる  
—ムハマド・ユヌス



Muhammad Yunus

の社会的国家という概念は最初からその両立をめざしている。確かに現代でも、経済学における「ソーシャル・チョイス・セオリー／社会選択論」（アマルティア・センや鈴木興太郎などがその論客）と「パブリック・チョイス・セオリー／公共選択論」（ジェームズ・ブキャナンや加藤寛などがその論客）の対立などが見られるものの、それはどこまでも学問界での対立ないしライバル関係にすぎない。また「ソーシャル・ポリシー／社会政策」と「パブリック・ポリシー／公共政策」の概念の違いは、現在では微々たる違いになったように思える。実際、私が専門とする公共哲学的な観点からみれば、社会的問題と公共的問題はほとんど同義と言ってよいだろう。

それに比べ、リベラル・マインド（寛大な心）という意味ではなく、思想的な意味合いでのリベラルとソーシャルの違いに関しては、やや複雑な事情が実在することを認識しなければならない。すなわち、アメリカでは、リベラルという概念が保守に対抗する中道左派的な意味合いを持つ一方で、ソーシャルという概念が政治や政策の領域ではなく企業の領域で用いられる。それに対してヨーロッパでは、ソーシャルが社会的公正や連帯という政治的意味を持つ一方で、リベラルは市場経済優先型の政治や政策を意味することが多いのである。自由市場を優先する「リベラル・ヨーロッパ」と人々の社会的公正を優先する「ソーシャル・ヨーロッパ」が対置される所以である。前述の「ソーシャル・マーケット・エコノミー」は、リベラルとソーシャルを融合した概念であるが、それでも、市場を優先するか社会的公正を優先するかで、ニュアンスが異なってくる。その意味で、今始まったばかりのドイツのCDU／CSUとSPDの大連立政権がどのような政策を遂行するのか、興味深い。

Yamawaki Naoshi

やまわき なおし／哲学者。1949年生まれ。橋大学経済学部卒業、上智大学大学院哲学研究科修士課程修了。ミューンヘン大学にて哲学博士号取得。東京大学名誉教授。現在、星槎大学共生科学部教授。専門は公共哲学、社会思想史。「ヨーロッパ社会思想史」「公共哲学とは何か」「社会とどうかかわるか」ほか著書多数。